

[事案 22-62] 入院給付金請求

・平成 23 年 1 月 31 日 裁定不調

<事案の概要>

肝嚢（のう）胞で入院・手術し給付金を請求したところ、告知義務違反による契約解除、入院給付金不支払いを不服として入院給付金等の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 11 月に医療保険に加入し、同 20 年 11 月中旬から 12 月上旬にかけて肝嚢胞により入院し手術を受けた。そこで、入院給付金と手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に、申立契約を解除し給付金の不支払いの通知を受けたが、下記理由に納得できないので、入院給付金・手術給付金の支払いと、給付金請求後から契約解除までの 3 カ月間の払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 肝嚢胞を病気とは認識しておらず、事実と異なる回答をしたことについて、故意および重大な過失はない。
- (2) 相手方の営業担当者より、告知の重要性等について説明を受けておらず、告知の重要性について認識していれば、保険契約の乗り換えはしなかった。
- (3) 相手方会社による調査は 1 月に行われているにもかかわらず、解除通知は 4 月末に到達しており、余りにも時間がかかりすぎて不当である。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張は受け入れることはできないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に告知の重要性を説明し、保険契約の乗り換えについても、その不利益を説明している。また、前医の診断書等より、申立人（被保険者）は疾病について知っていたにもかかわらず、それを告知しなかったことは申立人に故意・重過失があったと考えられ、契約解除決定に変更は無い。
- (2) 解除事由確認の調査についても、時間がかかったのは主治医からの返答がいただけなかったためであり、保険会社としては調査会社から報告を受けた日から 1 カ月以内に解除通知をしていることから、粗漏は無かった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書類等にもとづき審理を行った結果、下記 1～3 の理由により、申立内容を認めることはできない。

他方、相手方会社は、本裁定が申し立てられる前の申立人との交渉の過程において、調査に時間を要したことを勘案し、相手方会社が申立人に対し、給付金請求から契約解除までの 3 か月分の保険料相当額を支払うことによる和解を提案していた。そして、相手方会社は、現在もそうした解決の意向を有しており、3 か月分の保険料相当額を上回る金額を和解金として支払う意向を有している。

当審査会としても、相手方が同和解金を支払うことにより本件を解決するのが妥当であると考

え、裁定書による和解案の受諾勧告を行ったが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、生命保険相談所規程第45条第2項にもとづき、裁定不調として裁定手続きを終了した。

1. 告知義務違反の有無について

下記(1)～(3)からすると、申立人には告知義務違反が認められるため、相手方会社による契約解除は不当とは言えない。また、本件では、告知前の診断と告知後の手術は、同じ病名の肝嚢胞であり、因果関係を認めることができ、相手方会社は申立人に対し、入院及び手術に伴う給付金の支払いも免れることができる。

(1) 不実告知の有無について

申立人の契約前のAクリニックおよびB大学医療センターでの診察の事実は、告知書の質問事項に対し「はい」に該当する事実であったにもかかわらず、申立人は「いいえ」と回答している。

(2) 重要な事実に該当するか

保険会社が、告知書で質問した事項は重要事実にあたると推定されることから、本件においても、申立人が質問事項に対し正当に告知していれば、相手方会社は、申立契約の締結を拒絶したかまたは少なくとも同一条件では契約を締結しなかったと考えるのが相当と言える。そして、本件ではこの推定を覆す証拠は見当たらないことから、前記事実は、重要な事実に該当すると言える。

(3) 故意または重大な過失の有無

① Aクリニックでの診察は告知日の約2か月前、B大学医療センターでの診察は告知日の約1か月半前であったことから、両医療機関での診察は、質問事項から容易に思い浮かべることができた事実であったと認められ、申立人は、事実と異なった回答をしたことについて、少なくとも重大な過失があったと認められる。

② 申立人は、肝嚢胞について、医師より「病気の中に入らない」と説明され、病気とは認識していなかったと主張するが、そのような医師の説明があったことを証明する証拠は見当たらない。そして、B大学医療センターでの受診は、肝嚢胞について治療の検討をするために、Aクリニックの紹介でなされたものであったこと、申立人も経過観察との認識を有していたことからすると、仮に、申立人が説明するような医師の説明があったとしても、質問事項に対し「はい」と回答すべきであることは容易に理解できたものと認めざるを得ない。

2. 告知の重要性に関する説明義務違反について

告知義務に関しては、ご契約のしおりに記載されており、その内容は一読すれば容易に知り得る。保険契約において、告知書の質問事項に対し正しい回答をすべきことは当然のことであり、こうした当然と考えられる事項であって、契約のしおりなどにも明記され、一読して容易に理解できる事項について、仮に、募集担当者から口頭の説明がなかったとしても、相手方会社に説明義務違反があったと認めることはできない。

3. 解除権の除斥期間の経過について

解除の原因となる事実を知った時とは、告知義務違反の各要件に関する具体的な事実を知った時と解され、本件において、相手方会社は、平成 21 年 3 月 31 日に調査会社より資料が届き、それを確認して解除の原因となる事実を知り、翌 4 月 27 日付で申立契約を解除する旨通知しており、相手方会社に除斥期間(注)の経過はない。

また、契約が解除されるまでは申立契約は有効な契約として存続していることから、給付金請求後から契約解除までの 3 か月分の払込保険料の返還を認めることはできない。

(注)除斥期間とは、法律関係を速やかに確定させるため一定期間の経過によって権利を消滅させる制度を言い、保険契約者等が故意または重過失に基づき告知義務に違反した場合でも、保険会社が解除の原因があったことを知った時から 1 カ月間解除権を行使しないときは解除権は消滅する。